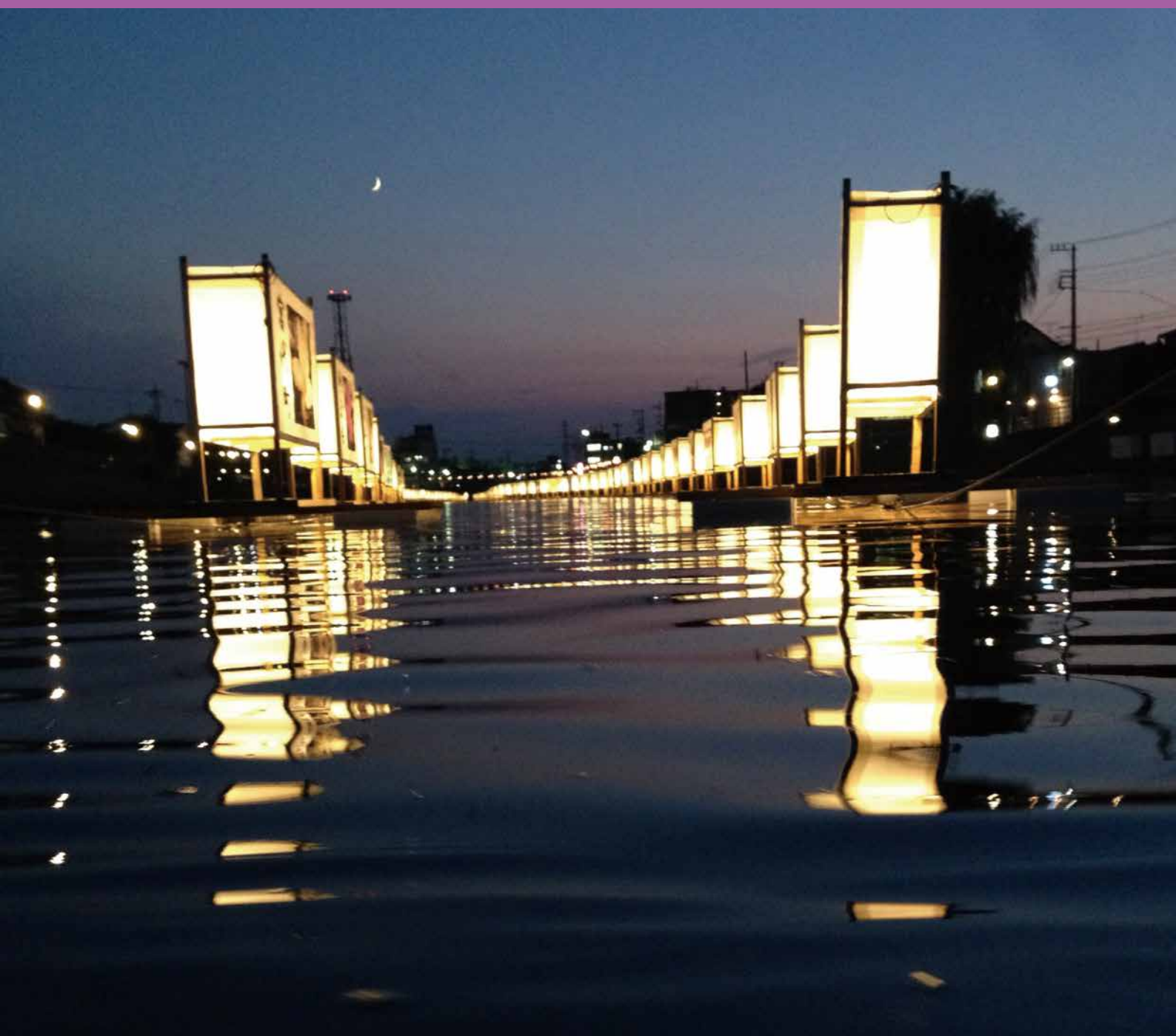


法人春日部

11月号

2022年(令和4年)11月1日発行

No.192



第27回古利根川流灯まつり～地上に降りた天の川～
船上より撮影(杉戸支部)



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号

TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

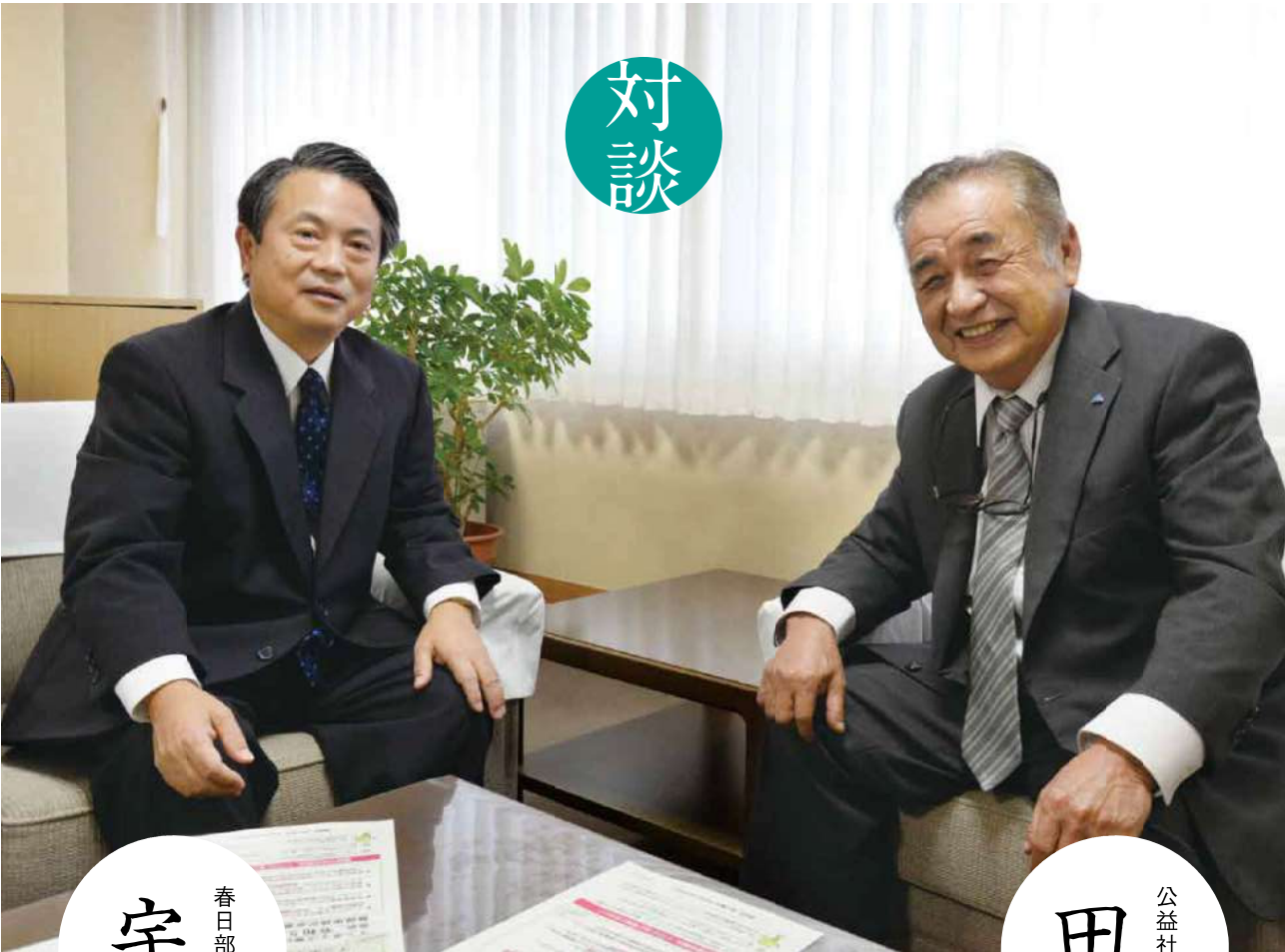
kasukabehojinkai.jp

春日部法人会

検索



春日部税務署新署長に 宇佐田一雄氏が着任



対談

宇佐田一雄

春日部税務署長

令和4年7月10日の国税庁定期人事異動で、春日部税務署では、(前)関東信越国税局課税第一部国税訟務官室室長の宇佐田一雄氏が、第63代署長に着任されました。コロナ禍の中ではありますが、春日部法人会では感染防止に配慮しながら、田中彦八会長と前澤初夫副委員長が訪問してインタビューさせていただきました。

期日：令和4年10月6日(木) 於：春日部税務署署長室

田中彦八

公益社団法人春日部法人会会長

田中会長 本日はご多用のところお時間をいただきありがとうございます。

税務署の皆さんの異動は、民間企業に比べるとかなり早いように感じます。宇佐田署長は今回関東信越国税局課税第一部国税訟務官室室長からのご異動と伺っていますが、これまで主にどのような部署でお仕事をされてこられたのですか。

宇佐田署長 これまでは、主に法人税関係部署を中心として、課税関係事務に従事してきました。

具体的には、関東信越国税局課税第二部法人課税課や資料調査課、課税第一部課税総括課において、当管内の税務署の法人課税事務運営や調査事案の企画・立案等事務に携わってきました。

また、平成17・18年、同25・26年には、東京国税局管内の税務署へも出向していました。

これまでで特に印象深かった部署としましては、関東信越国税局総務課勤務時で平成23年3月に発生しました東日本大震災により、当局においても茨城県をはじめとする局管内全域にも影響を及ぼすほどの大規模災害となりました。その際、被災状況の把握や確定申告・納税の延期や納税の猶予等について、県や国税庁、他局との連絡調整の窓口担当として、計画停電等により執務が困難な中で仕事をしていたことが今でも脳裏に焼き付いております。

田中会長 署長は、税務職員としての振り出しが、春日部税務署とお聞きしました。新型コロナウイルスの影響で、なかなか外出することもできない状況と思いますが、春日部税務署長に着任され、新任当時の春日部税務署と比べて、この地域や企業にどのような印象を受けられましたか。(地域や企業の状況など)

宇佐田署長 昭和63年4月関東信越国税局に採用され、同年7月に最初の赴任地であります春日部署に配属となりました。当時の税務署の庁舎は、八木崎にありました。その後、平成4年7月に国税局へ異動となって以来、30年ぶりに春日部署に戻ってきました、非常に感慨深く思っております。

当時の春日部署の頃とは、行政区が変わり5市1区2町となり、街の様子も様変わりした地域もあるように思います。特に、岩槻駅や東岩槻駅周辺が大きく変わったのかなと。マンションが多くできたように思います。

管内法人数は当時より約3,400社増加しています。また、管内人口も約6千人増加しており、幹線道路が整備され、交通アクセスが飛躍的に発達したことから、

法人や移住者が増えた、活気ある街なみと思います。今後も、ますます地域の活性化、地域社会への貢献に大きく寄与されることを期待しております。

田中会長 これまで春日部税務署の歴代の署長さんは長野や新潟のご出身の方が多いように感じていますが、宇佐田署長さんはどちらのご出身なのでしょう。

宇佐田署長 会長のおっしゃるとおり、もともと関東信越国税局で採用される職員は、新潟県や長野県の出身者が多いように思います。

私も新潟県見附市出身でして、南北に長い新潟県のど真ん中に位置する都市(シティ?)で、よく新潟の「へそ」と言われます。

人口は4万人ほどの小さな町で、地場産業は、「織物とニットの見附」と昔は言われたのですが、近時東南アジア諸国に押され衰退の道を辿っています。しかし、付加価値の高い製品を製造する、また電線のない住宅街など最先端の技術を活用した街作りに力を入れていると聞いています。

田中会長 新潟県見附市というと長岡市の北隣ですね。長岡の花火は有名だなという印象があります。

署長が税務のお仕事に携わるきっかけは何かあったのですか。

宇佐田署長 長岡花火大会は、日本三大花火の一つに数えられる壮大なイベントです。650メートルの大輪を咲かせるほどの大きな正三尺玉花火のほか、約2万発の花火が打ち上がりますので、一見の価値があります。是非、足を運んでいただき、ご覧いただきたいと思います。

新潟から東京の大学に出てきて、学生時代も終わりに差し掛かった頃、さて何になろうか就職はどうしようか自問自答していたところ、税務署に就職した先輩の勧めもあり、また、簿記の勉強もしていたこともあり、税務職員採用試験の勉強を始めたことを覚えています。

田中会長 署長さんが熱中されているご趣味は何ですか。

宇佐田署長 趣味という趣味はとりたててないのですが、造幣局が発行するカラーコインのコレクターをしています(抽選に当たらないと実現しないのですが)。カラーコインは、独特の配色と色彩をモチーフにしたコインでありまして、魅力を感じ集めるようになりました。

また、スポーツ観戦、特に、テレビでのプロ野球観戦を楽しんでおります。

CONTENTS

税務署長対談～田中会長が宇佐田新署長と会談～……………2～5
春日部税務署の定期人事異動……………6
税制改正スローガン/法人会からの提言/県税からのお知らせ……………7
令和5年度税制改正に関する提言……………8
実務セミナー「一日でわかる経理のすべて」[消費税のインボイス制度研修会]…9
青年部会公開セミナーを開催/決算期別説明会……………10
女性部会 租税教室/春日部税務署幹部との情報交換会……………11
第56回中学生の「税についての作文」春日部法人会会長賞受賞作品…12～13
第8回「税に関する絵はがきコンクール」作品募集中……………12

税務署だより……………14～17
支部だより 春日部支部……………18
想うがまま 連田支部、白岡支部……………19
新入会員ご紹介……………20
会員増強運動展開中/コラム～債務の確定～……………21
法人会の主な会員サービス一覧……………22
経営者のリスク管理……………23
今後の事業のご案内 実務セミナー「消費税のインボイス制度研修会」
「決算期別説明会」/青年部会公開講演会……………24

〈第27回古利根川流灯まつり～地上に降りた天の川～(杉戸支部)〉
毎年8月上旬に行われる杉戸町の風物詩。
曇一曇分もある大きな灯ろうが、古利根川に約1キロにわたって係留されます。その数約280基。光の帯が川面を埋め尽くすさまは、まさに地上に降りた天の川のようなです。「古利根川流灯まつり」は、昭和初期頃に始まり、商店会が協力し、それぞれの店が工夫を凝らした灯籠を古利根川に浮かべる、店のPRを兼ねたイベントとしての祭りでした。一時中断の後、平成2年に今ある形の「古利根川流灯まつり」として復活されました。今年度は新たに遊覧船の運行も行われました。また、杉戸支部女性部会の皆さんが大型灯ろうの「絵付け」を毎年行っています。





インボイス制度と e-Taxへのご協力を よろしくお願いします

宇佐田署長

田中会長 法人会の青年部会では、「医療費の削減」の視点から「健康経営」を目指す取り組みを始めていますが、署長さんは健康づくりのために留意されていることはありますか。

宇佐田署長 皆さんにご紹介できるようなことは何一つしていないのですが、毎日1万歩以上歩くこととして、日頃努力しています。

また、2日に1回程度ストレッチ体操、体幹運動を行っています。毎日ではできませんが、少しは腰の痛みが和らいだのかなと思います。

田中会長 新型コロナウイルスへの対応は企業や団体の活動のみならず、私たちの生活にこれまでにない影響を与えています。国税当局からも様々な広報依頼があり、法人会でも広報誌やホームページなどで周知しています。企業によっては、業種によって違いがありますが対応に苦慮しているところですか。税務署の業務ではどのような影響がありますか。また、何か特に工夫されていることがありますか。

宇佐田署長 税務署では、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、申告・納付期限の延長や納税の猶予制度のほか、新型コロナウイルス緊急経済対策における税制上の措置への対応や周知・広報をこれまでにない執務環境の中で行ってまいりました。

長らくコロナ禍が続いておりますが、現在は以前に比べ行動制限もなく、税務署へ来署される方も多くなってきました。応接スペースの換気・消毒をはじめとする基本的な感染防止策を確実に実施するほか、職員一人一人の健康管理にも十分に配慮しています。

このような状況下において、対面によらずとも申告や申請等が可能となるe-Taxの利用促進や国税庁HPによる情報提供の充実に取り組んでおります。法人会におかれましては、会報誌などを通じてe-TaxなどICTの活用促進に関する広報を実施していただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。

今後におきましても、税務を取り巻く環境の変化に的確に対応し、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、引き続き様々な課題に取り組んでまいりたいと思います。

具体的には、「納税者の利便性の向上」につきましては、今後も更なる改善に取り組んで「あらゆる税務手続が税務署に行かずできる社会」の実現を目指して、e-Taxやキャッシュレス納付を推進していきます。そのため、署員には、相談しやすい明るく活気ある職場作りを求め、信頼される税務署になるよう、職員一同一丸となって、より質の高い税務行政の推進に取り組んでいくこととしております。

田中会長 ところで、令和5年10月1日に消費税のインボイス制度が開始されます。法人会会員のみならず、多くの事業者に影響する制度だと思いますが、インボイス制度の意義や事業者に向けた留意点などを分かりやすく教えてください。

宇佐田署長 消費税に関しましては、令和元年10月から軽減税率制度が導入され、消費税率が8%と10%の複数税率となりました。複数税率は世界的にもスタンダードではありますが、どうしても売り手側の事業者は自身の売上に係る税額を小さくしたい、一方、買い手側の事業者は支払った税額を大きくして納税額を小さくしたいというインセンティブが働きやすくなります。

そこで、取引相互間における正確な消費税率と消費税額を把握できる環境の整備が、今回のインボイス制度の大きな意義となります。

インボイス制度では、現行の請求書等に代えてインボイス（適格請求書）を発行することとなりますが、記載内容の変更点は主に2つです。

ひとつは、取引対価の総額に加えて、適用税率と税額を別記いただくことです。これにより売り手側と買い手側の消費税率や税額の行き違いがなく、誤りのない申告ができることとなります。

もうひとつは、適格請求書発行事業者としての登録番号を記載することです。インボイス制度においては、消費税法固有の要請により消費税率・税額を別記いただくこととしておりますが、これは通常の取引慣行で記載される内容ではありません。こうした要請を納税が免除されている免税事業者に対しても義務化することは制度として整合的ではありません。また、納税義務を負わない事業者との相互牽制作用が見込まれないことなどから、免税事業者はインボイスが発行できない、すなわち仕入税額控除の対象とできないこととなります。

他方、買い手側としては、取引の相手方がインボイスを作成できる事業者かを簡単に確認できる仕組みが必要となります。

このためインボイスを発行する事業者は、あらかじめ税務署へ登録を行い、登録番号をインボイスに記載することとしております。また、登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において登録番号・事業者名等が公表されることとなります。

制度が開始する令和5年10月1日から登録を受け

るためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出いただく必要がありますが、現状での申請件数は非常に低調な状況にあります。原則的な申請期限間に提出が集中すると、登録処理に膨大な時間を要し各事業者の準備に影響が出てしまうことが予想されますので、登録申請期限である令和5年3月を待たずに、是非、早期の登録申請をお願いします。

なお、e-Taxを利用して申請いただくと早期に登録処理ができますし、e-Taxによる通知受領を希望いただければ、登録番号を紛失するリスクもなく、取引事業者へ登録番号をお知らせする場合にも便利です。積極的にe-Taxを利用いただきたいと思います。

引き続き、インボイス制度の円滑な開始に向けて、制度の周知・広報を進めていきたいと考えております。

田中会長 インボイス制度の登録申請においてもe-Taxが便利なのですね。今後はますますe-Taxの必要性が増してくると思いますが、春日部税務署管内はどのような利用状況なのでしょうか。法人会でも顧問税理士の協力をいただき、役員企業の100%利用を目指しています。スマホからも利用できるようになったようですので従業員の利用も進めていきたいと思います。また、春日部税務署管内には、1万社を超える法人があると伺っております。当会の会員はそのうち約4千社弱です。企業経営者にアドバイスをお願いできないでしょうか。

宇佐田署長 経済社会のデジタル化が急速に進展する中で、目覚ましい勢いでDX（デジタル・トランスフォーメーション）が進んでおり、国税の組織においても、DXは重要な課題と考え、申告者の利便性の向上や事務の効率化を図る観点から、e-TaxをはじめとするICT・データ活用を推進しているところです。

春日部法人会の役員企業におかれましては、e-Tax利用割合は100%に近いほど高い割合であり、利用推進に感謝申し上げます。春日部税務署管内の法人企業においても高い利用割合となっておりますが、現在は添付書類も含めた「完全e-Tax」の普及・定着に向けて、利用勧奨を実施しているところです。「完全e-Tax」の普及により、申告者利便の一層の向上とペーパーレス化を含めた行政手続きコストの削減に取り組んでまいります。

田中会長 春日部法人会はかつて7割の企業が会員であった時代もあったようですが、景気の低迷や事業承継を機に、団体への加入が整理され、多くの団体が会員減となっています。

これからは、活動内容を更に精査し、企業に役立つ事業を実施するとともに、公益社団法人としての存在意義や活動内容を直接参加されていない会員に伝えていく必要があると考えています。

役員全員の e-Taxへの取り組みを 目指します

田中会長



自主性を持ちつつ、設立趣旨に乗っ取った租税教室や法人会計の自主点検チェックシートの普及啓発などのお手伝いを、これからもしていきたいと思っております。春日部法人会に対しどのような活動を期待されるのか、お言葉をいただければと思います。

宇佐田署長 春日部法人会の皆様には、税務署と良好な連携・協調関係を築いていただき、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていますことに、改めて感謝申し上げます。地域のオピニオンリーダーとして、税に関する各種研修会やe-Taxの普及促進、「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上など、積極的かつ継続的に取り組んでいただいております。

また、女性部会を中心に小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を毎年実施されているほか、租税教室を開催するなど租税教育にも貢献されております。租税教室に関しては、大規模な取組を積極的に実施されていると伺っております。

田中会長 昨年から春日部法人会では税務署長さんを始め、税務職員の皆様にお世話になって、小学校に租税教室と芸術文化鑑賞と銘打って、税金教室とN響のメンバーによる弦楽四重奏コンサートを提供する試みを行っています。コロナ禍により不特定多数が集う規模の大きなイベントがことごとく中止になり、小学校でも学校行事の中止や延期が相次ぎ、思い出作りがしにくい状況と伺ったことから、実施しています。

宇佐田署長さんにも是非ご参加していただき、一流の音楽家の演奏を味わっていただきたいと思います。

宇佐田署長 お誘いいただきありがとうございます。参加させていただきますことを楽しみにしております。租税教室に限らず、今後とも各種取組に関しまして積極的に参加・情報交換をさせていただきながら、貴会と税務署とのより一層の連携協調を図りつつ、適正・公平な税務行政の推進に向けて取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、引き続きご理解とご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

田中会長 ご多忙の中、ご協力をいただきありがとうございます。ございました。

春日部税務署 の 定期人事異動



副署長
(法人担当)

神原 裕之

①水戸税務署
特別国税調査官(法人担当)

②バイク、自転車

③明るく活気のある職場づくり



副署長
(個人・資産担当)

諏訪 智也

①広島国税局 総務部
総務課 課長補佐

②ドライブ、ゴルフ

③笑う(部)門には福来る



特別国税調査官
(法人担当)

小山田 暢樹

①上田税務署
総務課長

②スポーツ等で体を動かすこと

③質素堅実



特別国税調査官
(法人担当)

阿 部 仁

①宇都宮税務署
特別国税調査官(法人担当)

②読書

③重加対象は許さない



特別国税調査官
(法人担当)

田 中 勇

①館林税務署
特別国税調査官(法人担当)

②釣り・読書

③継続は力なり



特別国税調査官
(広域事務処理担当)

飯塚 康志

①関東信越国税局 総務部
税務相談室 主任相談官

②ウォーキング

③誠実



法人課税第一部門
統括国税調査官

永吉 幸夫

①関東信越国税局 課税第一部
統括国税実査官総括主査

②畑仕事、料理

③一芸は道に通ずる



法人課税第四部門
統括国税調査官

碓井 修一

①川越税務署 特別国税徴収官(徴収担当)
上席国税徴収官

②ウォーキング

③常に前向きであること



法人課税第五部門
統括国税調査官

山口 友也

①税務大学校
関東信越研修所 教育官

②ドライブ、旅行

③一期一会



法人課税第七部門
統括国税調査官

高橋 太輔

①大宮税務署
国際税務専門官(源泉担当)

②旅行

③神は細部に宿る



法人課税第一部門
連絡調整官

田中 淳仁

①川口税務署
法人課税部門 上席国税調査官

②ウォーキング

③和をもって尊しとなす



異動・退任された皆様、
大変お疲れ様でした

署 長	佐藤 文英〈退任〉
副署長(法人担当)	尾崎 誠一〈宇都宮署 特別国税調査官(総合調査担当)〉
副署長(個人・資産担当)	清水 剛〈東京国税局 総務部 税務相談室〉
特別国税調査官(法人担当)	羽鳥 圭介〈宇都宮署 特別国税調査官(法人担当)〉
特別国税調査官(法人担当)	畑中 伸二〈関東信越国税局 総務部 税務相談室〉
特別国税調査官(法人担当)	川村 善彦〈宇都宮署 特別国税調査官(法人担当)〉
法人課税第一部門統括国税調査官	原口 正己〈館林署 特別国税調査官(法人担当)〉
法人課税第四部門統括国税調査官	前林 松広〈東松山署 法人課税第二部門 統括国税調査官〉
法人課税第五部門統括国税調査官	相馬 優〈西川口署 法人課税第四部門 統括国税調査官〉
法人課税第七部門統括国税調査官	山田 敬義〈大宮署 情報技術専門官(法人担当)〉
法人課税第一部門 連絡調整官	高野 亨〈越谷署 法人課税第三部門 統括国税調査官〉

令和4年7月10日発令で春日部税務署の定期人事異動がありました。
主な異動の速報を「法人春日部第191号(令和4年8月発行)」に掲載しました。
今号では、転入された皆様に ①前任地 ②趣味・特技 ③好きな言葉・モットー
をお伺いしました。(敬称略・順不同)

法人会からの提言

少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。
将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。

コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウィズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。

令和4年10月3日 全国法人会総連合 意見広告

県税からの お知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、納期限〈11月30日(水)〉までにお近くの金融機関等で忘れずに納めてください。スマートフォン、ご自宅のパソコンなどから、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ)やクレジットカードによる納税が可能です(税額が30万円以下、ファミペイは10万円以下の場合)。

インターネットバンキング、モバイルバンキングやコンビニエンスストア、MMK設置店(NewDays(一部店舗除く)、ドラッグストア、スーパーマーケット等)でも納税できます。



納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、納期限までに各県税事務所にご相談ください。

また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和5年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課(TEL 048・830・2664 / FAX 048・830・4737)へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html>)」をご覧ください。

令和5年度税制改正に関する提言（概要）

公益財団法人 全国法人会総連合

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず隄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、まだ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改

正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

実務セミナー

「1日でわかる！経理のすべて」を開催

令和4年7月22日(金) 10:00~16:00
於 春日部商工会議所会館 大会議室
講師：(有) マスエージェント代表取締役
林 忠司 氏

経理や簿記の知識は会社の経理担当者だけでなく、ビジネス社会の常識です。

経理とは、経営活動を数値によって取りまとめ、会社のお金の状態を明らかにし、利益が出ているのか、経営が順調に推移しているのかの状況を示すこと、すなわち会社の要を担うものといえます。

一方、簿記とは帳簿記録のことといった基本的な知識を含め、経理実務の流れや決算書を理解するための事項、給与や労務管理なども含め、わかりやすくご指導いただきました。

特に、来年10月にスタートするインボイス制度や今年から施行された電子帳簿保存法等の新たな制度導入についても触れていただき、豊富な内容を一日の講義で学びました。

実務に対応し、具体的な事例を示しながらのセミナーです。コロナ禍のリバウンドが懸念される中にも関わらず、参加者は熱心に耳を傾け、休憩時間、終了後には講師に確認、相談する姿が見られました。



実務的に整理された豊富な資料も毎回好評なセミナーです。

主な講座内容

- 経理の役割と仕事
- 経理のルール
- 原始記録の整理と保管方法
- 具備すべき帳簿
- 簿記の仕組み
- 仕訳の基本
- 試算表の作成
- 決算整理
- 決算書の作成
- 消費税と軽減税率、インボイス制度
- 電子帳簿保存法施行

消費税のインボイス制度研修会を開催

令和4年9月7日(水) 14:00~16:00
於 春日部市民文化会館 大会議室

令和5年10月1日から導入が予定されている消費税のインボイス制度については、昨年10月から消費税の適格請求書発行事業者の登録申請手続きが開始されました。

春日部法人会は消費税のインボイス制度説明会を関東信越税理士会春日部支部の成田志織税理士を講師にお招きして、9月7日(水)14:00から春日部市民文化会館大

会議室で開催しました。

コロナ禍の収束がなかなか見通せない中、当日の参加者は26名となりました。

インボイス制度について、消費税のあらましと適格請求書等保存方式の概要を資料に基準期間、売り手と買い手などの用語説明、区分記載請求書の記載上の留意点、請求書発行事業者の義務、仕入税額控除の要件、税額計算、適格請求書発行事業者の登録申請手続き等について説明を受けました。

令和5年3月までに登録申請をするようにとの国税当局からの要請もある中で、新たな制度導入に向け、受講者の皆さんも熱心に話に耳を傾けていました。

春日部法人会では、3月までと要請されている登録申請のため令和5年1月26日(木)にも消費税のインボイス制度研修会を9月7日の同一内容で開催する予定です。



公開セミナー「宋 世羅氏ビジネス羅針盤」を開催

令和4年2月19日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の延長により延期となっていた青年部会公開セミナー「宋 世羅氏ビジネス羅針盤」を令和4年8月20日に春日部市民文化会館3階大会議室で開催しました。

セミナーでは、自らの経験をもとにさまざまなエピソードやユーモアを交え、聴衆を引き込む話術で「戦略、応援、プロ意識」をテーマに語っていただきました。

●
宋世羅氏は大阪市出身。「生きるための戦略」はイジメに遭った中学時代から。

大阪府立高校では、野球部に所属。学ランと坊主頭なので、女子生徒の注目を浴びるため、ミルクティーを片手に、ヒップホップを聴きまくる。

浪人1年目は予備校で有名講師に教わるも2浪。教訓は、環境が全てではない、環境が僕を救ってくれるわけではない、ということで逆算の戦略を立てて早大に翌年入学。

早大野球部でも魔球を編み出し、投手で1軍を経験。その後レギュラーから離脱。

野村證券に入社。4年で退社。

フルコミッションの保険営業は新規顧客を作り続けなければならない。いい時と悪い時の格差が激しい。ある時、ダメな状況の中で、人から応援され始めた。

今度はYouTubeという技で知名度を上げる戦略を取った。これで応援されるというスタンスが生じてきた。

ドブ板を踏みながら頑張っているという姿勢がないと応援されない。一方、他者を応援できる人間でなければ、他者から応援されない。

保険営業マンが提供できるものは情報と契約内容の提案。契約可否の答えを頂くことが得るもの。契約を

頂かなくても良いが、結論を頂きたい。

仕事へのプロ意識があれば、応援されるという戦略が採れてくる。

YouTubeは専門範囲を外さないことを肝に銘じている。

事業は応援されるかどうかが大切。応援される力とプロ意識は相互に関係する。

世に出すものがショボければ誰も関心を持って見ない。自分の事業に何が足りないのかを見つけることが大切。

●
事業を停滞させずに目標達成するには、「戦略、応援、プロ意識」が欠かせない。

●
セミナーには、関西方面から来られた方もいて、終了後は、大変多くの皆さんから質疑応答があり、就職を前にした大学生なども助言を求めています。宋氏は時間一杯まで対応してくださいました。



決算期別 説明会を開催

決算及び申告を間近に控えた法人を対象に、法人税及び消費税等の説明会「決算期別説明会」を例年は年4回開催していますが、今年度は7月20日(水)に第1回目の説明会開催となりました。

講師は、関東信越税理士会春日部支部の清水税理士と春日部税務署法人課税第一部門の皆さんです。法人会自主点検チェックシートの活用、税制改正の内容、法人の決算と申告、消費税のインボイス制度導入などについても説明しました。

説明会の終了後は質問の時間もあります。

今後も該当する企業には、税務署より案内のはがきが届きますので、ぜひご参加ください。



7月20日(水) 14:00~16:00

於 春日部市民文化会館 大会議室

税理士：清水洋介先生、

春日部税務署法人課税第一部門 藤田敬子上席国税調査官

決算期別説明会は四半期ごとに開催する予定となっています。

新型コロナウイルスの感染状況により次回の開催が流動的でしたが、令和5年1月24日(火)に開催することになりました。

女性部会の皆さんが租税教室講師を務めました

学習指導要領の改訂に伴い、小学6年生の租税教育が1学期の指導項目となったものの新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度、3年度は夏から秋の開催となりました。令和4年度は、初めて5月から租税教室を開催できました。

5月24日(火)

久喜市立清久小学校、鷺宮支部女性部会が担当。

6月 8日(水)

久喜市立菖蒲東小学校、久喜支部女性部会が担当。

6月14日(火)

春日部市立南桜井小学校、春日部支部女性部会が担当。

6月15日(水)

久喜市立青葉小学校、杉戸支部女性部会が担当。

6月22日(水)

春日部市立宮川小学校、春日部支部女性部会が担当。

以上の5校に続き、7月5日(火)に久喜支部女性部会の皆さんが久喜市立東鷺宮小学校で「租税教室」の

ゲスト講師を務めました。図書室の対面授業と教室でのリモート授業とのハイブリッド形式で実施しました。慣れない形式で若干戸惑いもありましたが、講師の皆さんは、各クラスから6人の18人の児童と対面しながら無難に授業を行いました。

7月14日(木)には、埼玉県下到大雨の降った後にやや涼しさも感じられる久喜市立栗橋南小学校で栗橋支部女性部会の皆さんが「租税教室」のゲスト講師を務めました。今年の春日部法人会女性部会の最終回の講義となりました。大変優秀な子どもたちで、マグネットシートの貼付のゲームでは一回で全問正答となりました。最後にレプリカの1億円を持った子どもたちには絵はがきコンクールの応募も促して終了となりました。

春日部法人会女性部会講師の皆さん、大変お疲れ様でした。



久喜市立東鷺宮小学校



久喜市立栗橋南小学校

春日部税務署幹部との情報交換会

8月8日(月) 13:15~14:00

於 春日部税務署

春日部税務署定期人事異動後の初会合となる情報交換会を開催しました。

新型コロナウイルス感染状況の収束がなかなか見られない中、初顔合わせとは言っても短時間の会合となりました。

春日部税務署からは、宇佐田署長、法人担当神原副署長、法人課税第一部門永吉統括国税調査官、藤田上席国税調査官、当会からは、正副会長(支部長)が出席して意見交換を行いました。

「春日部法人会並びに各支部の取り組み」、「春日部税務署の取り組み及び国税に関する情報提供」などのテーマについて、法人会と税務署の幹部職員の意見交換や税務署からの助言をいただきました。



第56回 中学生の「税についての作文」

36校から3,698編の応募

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催し、全国法人会総連合などが後援している中学生の「税についての作文」募集が行われました。

この事業は、全国の中学校で取り組まれ、今年で56回目となる歴史ある事業です。法人会では、全国組織である全国法人会総連合が後援しています。

全国では令和元年度に7,464校、578,204編の応募がありましたが、2年度はコロナ禍の影響もあり、4,877校、313,725編にとどまりましたが、3年度は6,482校、450,142編の応募へと増加に転じました。

今年度は、春日部税務署管内の中学校51校のう

ち、36校、3,698編の応募があり、9月16日、春日部税務署において地区審査会が行われました。

今年の作文は、ふるさと納税や医療体制への税負担などに対する作品が見られました。また、学校生活や公共サービスと税の関わり、消費税の使途、社会生活と税、将来自分が納税者となった時の心構えなど、中学生の視点で、税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

優秀作品は、更に県審査・全国審査に進みます。1月発行の広報誌では、審査結果と優秀作品を紹介します。

「税についての作文」優秀協力校へ法人会支部長賞を贈呈

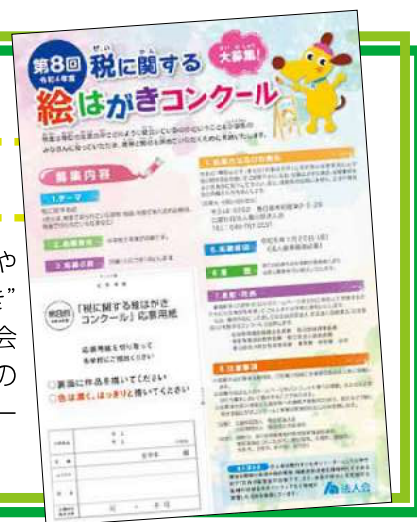
春日部法人会では、租税教室同様、中学生の時期に税について考えることは意義あるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。

春日部法人会各支部では、特に応募に功績のあった下記の学校に支部長賞を贈呈します。

春日部	春日部市立緑中学校	白 岡	白岡市立篠津中学校
岩 槻	さいたま市立西原中学校	菫 蒲	久喜市立菫蒲中学校
久 喜	久喜市立久喜南中学校	栗 橋	久喜市立栗橋東中学校
蓮 田	蓮田市立黒浜中学校	鷲 宮	久喜市立鷲宮西中学校
幸 手	幸手市立幸手中学校	杉 戸	杉戸町立広島中学校
宮 代	宮代町立前原中学校		

第8回「税に関する絵はがきコンクール」 作品募集中！

「税に関する絵はがきコンクール」は、次代を担う児童に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでいただき、その知識や感想を“絵はがき”に表現することで、税の理解をより深めることを目的に、法人会女性部会事業として全国で取り組まれている事業です。今年で第8回を数えるこのコンクールの作品をただ今募集しております。入選作品は、本誌や本会ホームページに掲載するほか、春日部税務署にも掲示します。

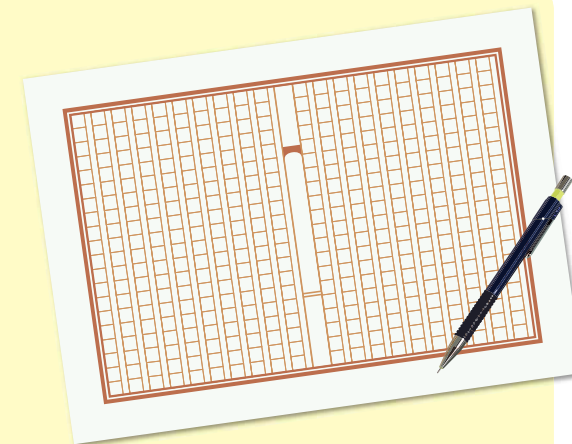


春日部法人会会長賞決定！

地区審査会の結果、今年度の春日部法人会会長賞が決定しました。

久喜市立栗橋東中学校 3年
渡辺紗衣さん

「ふるさとへの恩返し」



入選作品の一部は、本誌に掲載し、ご紹介し、今号は、春日部法人会会長賞受賞作品です。

春日部法人会会長賞

ふるさとへの恩返し

久喜市立栗橋東中学校 3年
渡辺 紗衣さん

「着ぐるみ」「無人島宿泊チケット」「マンホール」「忍者衣装」「布団クリーニング」一見何の共通点もなさそうだが、どんな共通点があるかわかりますか？

実はこれらは、ふるさと納税の返礼品である。以前ネットニュースを見ていた時、ふるさと納税の面白い返礼品についての記事があり、興味を持った。また、近年はふるさと納税に関するテレビCMも放送されているので、ふるさと納税を身近に感じている人も多いと感じる。実際に私の妹も、テレビCMのフレーズを口ずさんでいるのをよく耳にする。

しかし「ふるさと納税」という言葉は知っていても、私はどんな税金なのかはよく知らない。何気なく母に聞いても母も詳しくはわからないと答えたので、調べてみることにした。

総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」を検索し調べてみると、ふるさと納税という言葉がぴったりだと思えるような、わかりやすい説明が書いてあった。ふるさと納税とは、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な準員サービスを受けて育った。しかし、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っている。その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入らない。そ

こで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらでも納税できる制度があってもよいのではないか」という趣旨だということが分かった。

まさしく、母に当てはまる制度だと感じた。母は山口県で生まれ育ったが、大学進学を機に埼玉県で過ごすようになった。山口県の税金で過ごしてきたのに、埼玉県に納税している。そんな母にふるさと納税の仕組みを話してみた。母は初めて知ったようで、興味を持って調べ始めた。

自分に置き換えて考えてみても、将来収入を得ることができるようになった時、生まれ故郷に税金を納めていないかもしれない。それは、自分を育ててくれたふるさとを見捨てることになるのではない。無償で受けられた教育が当たり前前と思うのではなく、その当時、汗水たらして一生懸命働いて税金を納めてくださった大人に感謝の気持ちを持たなければいけないと感じた。人は一人では生きられない。やはり人は、支え合い助け合いながら暮らしていることを改めて考えさせられ、気付かせてくれた。こんな素晴らしい制度があるなら、もっともっと日本に普及していくよう、助け合える日本になるよう、自分も働きかけていきたい。まずは母に勧めてみようと思う。

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

【説明会の主な内容】

- ・ インボイス制度の概要
- ・ 売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・ 登録申請の方法等

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年11月18日 13時15分～ 14時15分	春日部税務署（4階会議室） 春日部市大沼2丁目12-1	20名 （事前登録制）	春日部税務署 法人課税第一部門 Tel.0248-733-2964
令和4年11月22日 13時15分～ 14時15分	春日部税務署（4階会議室） 春日部市大沼2丁目12-1	20名 （事前登録制）	春日部税務署 法人課税第一部門 Tel.0248-733-2964
令和4年12月8日 13時15分～ 14時15分	春日部税務署（4階会議室） 春日部市大沼2丁目12-1	20名 （事前登録制）	春日部税務署 法人課税第一部門 Tel.0248-733-2964

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。



春日部税務署

参加無料
事前登録制

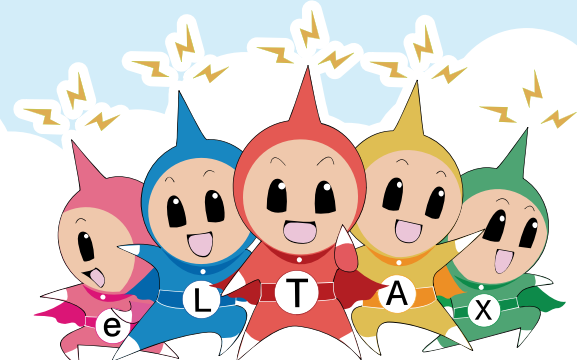
税金の納付は 簡単・便利な ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE これまでは…

- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

AFTER これからは

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ （地方税の場合）全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



国税庁

総務省

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY



ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続きに関するご不明点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※納付手続き完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続きに関するご不明点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等
に係る国税を口座引落により納付する方法です。

インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。



申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- ✓ 申請手続きは最初だけ！
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし！
- ✓ オンラインでも申請が可能！

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

- ✓ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。

- ✓ 事前手続きは不要！

- ✓ 専用サイトはこちらから ▶ <https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



令和4年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが
稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和4年9月

新入会員ご紹介

(令和4年6月1日～令和4年9月30日新入会員)

春日部支部	有限会社高伸工業	野田市関宿台町2035-1	製造業
	株式会社ネクストステージ	春日部市永沼378-15	運送業
	サイトラ株式会社	春日部市増戸240-1	中古車販売業
	株式会社ウイングロード	越谷市下間久里999	自動車整備及び販売
	有限会社エム	春日部市粕壁東1-9-9	美容業
	合同会社STEP ONE	春日部市粕壁東1-9-9	美容業
岩槻支部	ほか正会員1、賛助個人2件		
	株式会社キューブアクト	さいたま市岩槻区本町3-17-17	人材派遣業
	N1WANRED	さいたま市岩槻区城南1-3-7	熱帯魚販売
	ディックス・エイチシーズ株式会社	東京都港区浜松町2-6-4 402	建築・内装・飲食業
	株式会社ナカダ	東京都港区浜松町2-6-4 402	不動産賃貸業
	つのだ訪問鍼灸マッサージ	さいたま市岩槻区本町1-3-9	鍼灸・マッサージ
	a. Saught	さいたま市岩槻区仲町2-9-16	アパレル業
	株式会社メディカルスリー	さいたま市岩槻区高曽根996-1	産業廃棄物集収運搬業
	株式会社アクト	さいたま市岩槻区小溝867-1	消防施設業
	株式会社大成工業	さいたま市岩槻区釣上370	製造業
	株式会社虹橋商事	東京都足立区本木2-4-21 GTCビル201	小売
	株式会社POP松本工務店	さいたま市岩槻区本町4-7-13 2号	建設業
	グリーン合同会社	川口市安行原2464-10	製造業
	株式会社ベストスチール	さいたま市岩槻区飯塚417-7	鋼構造物工事業
	有限会社エイチ・エス工業	さいたま市岩槻区上野4-6-20	製造業
	株式会社坂口創造研究所	さいたま市岩槻区仲町1-6-11	設計事務所
	株式会社クオンフィールド	さいたま市見沼区南中丸1060-13	総合建設業 土木造園
	ほか正会員6件、賛助2社目1件、賛助個人1件		
久喜支部	飛匠株式会社	久喜市吉羽2210-1	建設業
蓮田支部	ほか正会員1件		
	株式会社Nine	北足立郡伊奈町小針新宿356-1	建設業
	株式会社善工	さいたま市見沼区御蔵75-1アコルデ御蔵201	建設業
幸手支部	株式会社スリーエス	蓮田市藤ノ木1-155	建設業
	株式会社GYAN	幸手市中4-16-41長島ビル1階	サービス業
	ほか正会員1		
白岡支部	株式会社エヌエスシー	白岡市西2-7-19	電線の加工販売
栗橋支部	N&A合同会社	久喜市栗橋北1-1-8	飲食業
	株式会社S. W. G	久喜市高柳2257-4	飲食業
	合同会社TRアセットソリューション	久喜市栗橋東4-8-7-7	不動産に関する コンサルティング業務
鷲宮支部	タロウ動物病院	久喜市東大輪1213-10	サービス業
杉戸支部	株式会社空調社	杉戸町才羽772	建設業

会員増強運動展開中

ぜひ、新入会員をご紹介ください

9月～12月は会員増強特別強化月間



法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

春日部税務署管内には約12,000社の法人がありますが、このうち33%の約4,000社の企業経営者が会員です。

春日部税務署の協力団体として、税に関する様々な資料の提供や直接税務署の担当官や税理士の皆さんを講師に迎えた説明会や研修会、著名人による講演会、小学生の税に関する絵はがきコンクール、中学校の税の作文コンクールなどを行っています。

最近では、企業経営を支援する「経理」や「労務」に

関する実務的なセミナーが定員を超える好評をいただいています。また、交流ゴルフ大会や賀詞交歓会など、異業種交流の機会もあり、地域の人脈が広がることも法人会の大きなメリットです。こうした交流から、企業連携の拡大やコラボレーションによる新たな業務への発展などもあるようです。

「社会貢献活動」と「会員企業の為の事業」の二つの面を中心に活動している公益法人です。お近くの企業の方でまだ会員でない方がいらっしゃいましたら、是非参加をご案内ください。法人会に関する資料や入会案内はお近くの各地区商工会にあります法人会支部事務局又は春日部法人会事務局にお願いします。

コラム

債務の確定 期末に使用人賞与を未払金処理
～実践税務調査～

税理士 牧野義博

調査官は期末の使用人賞与の未払金処理について担当者に質問しています。

調査官 未払金処理をした根拠を教えてください。

担当者 その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をし、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日からひと月以内に支払っています。

調査官 通知は各人別に行いましたか？

担当者 各人別ではなく、賞与の支給率が給与の数倍と決まっているので、社内の一斉メールで支給率の開示を行いました。

調査官 社内の一斉メールでは、各人別の通知にはなりません。

担当者 ……。

調査官 それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとあります。

担当者 それが何か問題ですか？

調査官 支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないということですね。

担当者 その通りです。

調査官 法人税基本通達では、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合、その支給額の通知は法律上の通知には該当しません。

担当者 分かりやすく説明をしてください。

調査官 未払金処理をしたとしても、実際に賞与を支払ったものと同様の状態であることが基本的な考え方です。つまり、未払金処理をするためには、支給日に使

用人が退職していても確定債務ですから支払わなくてはなりません。しかし、給与規定で支給しないと明文化されていますから、確定債務が崩れてしまっているので、この未払賞与は損金に算入することができません。

担当者 それでは支給されなかった該当者分が否認されるということですか。

調査官 そうではありません。通知をした全ての使用人に対してひと月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけではなく、賞与の総額そのものが未払金処理できません。

担当者 退職者がいなかったのに、通知をした金額を全額支給していた場合はどうですか？

調査官 給与規定では、通知をした支給額について退職をした場合には賞与を支給しないとあります。期末の段階では退職者の有無が分かりませんから、結果として賞与の総額を未払金処理することは誤りです。

担当者 分かりました。参考までに伺いますが、未払金処理をした翌事業年度において大幅な業績悪化が明確となったことから、使用人に通知した賞与を一部減額して支給をした場合はどうですか？

調査官 使用人に通知をしたことで債務である金額が確定されていますので、前提要件が崩れることから、先ほどと同様に未払金処理による損金算入はできません。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ)
東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査 1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

公益社団法人 春日部法人会 主な会員サービス一覧			
○詳しくは下記提携先または事務局へお問い合わせください。		令和4年6月20日現在	
種 類	内 容	提 携 先	優 遇 概 略（金額概算）
インターネット バンキング	初年度手数料 無料 または減免	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料：月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免（計 23,100円減免） ・りそなビジネスダイレクト（Mini） 基本手数料：月額 3,300円を初年度半年間1,100円に33.3%減免（計 13,200円免除）
		武蔵野銀行	・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料：5,500円、手数料：月額 6,600円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料：月額 2,200円を初年度全額免除（計 26,400円免除）
		川口信用金庫	・法人向けインターネットバンキング 基本手数料：月額 3,300円を初年度全額免除（計 39,600円免除）
		青木信用金庫	・新インターネットバンキング（法人） 基本手数料：月額 1,100円を初年度全額免除（計 13,200円免除）
		飯能信用金庫	・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料：月額 1,650円を初年度全額免除（計 19,800円免除）
法人会 サポートローン	各種手数料等 免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料 11,000円免除
		武蔵野銀行	・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇
		埼玉縣信用金庫	・会員サポートローン「元気力」 財務診断表を無料作成
遺言信託	取扱手数料優遇 または 提携信託紹介	埼玉りそな銀行	・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	・むさしの「遺言信託」（遺言作成サポートサービス付） 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	・㈱山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	・ほがらか信託㈱と提携 契約時の取扱手数料15%割引
企業情報・格付情報 照会サービス	企業間における信用リスク 調査を低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報＋格付け情報を2,000円（税別）で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
PET検診	がんPET検診 料金1割引	国立 がん研究センター	・1人当たり検診料金1割引 サービス対象：会員企業代表者とその配偶者、従業員とその配偶者
ネット医療相談	月1回・24時間 無料相談	㈱メディカルノート （大同生命・AIG損保・ アフラックの3社の 提携先）	・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得する まで何度でも ※月1回とは、新しい相談1回を指します。詳細は県連HP掲載のチラシを ご確認下さい
健康診断	会員割引	はすだセントラル クリニック	・検診予約時に法人会会員である旨を医療機関にお申し出ください ・検診内容、申込書等は法人会HPからダウンロードできます
福利厚生制度	経営者大型総合保障制度 総合事業者保険 がん保険 など	大同生命 AIG損保 アフラック	・詳細は各社ホームページ又は推進員にお尋ねください
研修・セミナー	税務署・税理士・ 専門講師による 研修 無償	春日部法人会	・税務署職員や税理士、一流専門講師による税制度や明日からの経営に 役立つ実務研修・セミナーに無償で参加できます ・会員には年4回の広報誌で開催をご案内 ・インターネットを通じたセミナーを無償でご利用いただけます
広報誌・資料	定期的に広報誌や資 料を送付、ホームペ ージで迅速な情報提供	春日部法人会	・広報誌／年4回発行 ・税に関する小冊子／年4冊程度 ・ホームページ／毎週金曜日更新
※社会貢献活動	公開講演会 地域イベントへの参加 租税教育 など	春日部法人会	・著名な講師による公開講演会の開催、学校への演奏家や講師派遣 ・地域イベント会場に出展し啓発活動や花と緑いっぱい運動を実施 ・小学校租税教室への講師派遣や絵はがきコンクール、中学生税についての作文
出会い・交流機会		春日部法人会	・ゴルフコンペ、芸術鑑賞会、賀詞交歓会、ボウリング大会など様々な交流 機会があります
公益社団法人 春日部法人会		TEL：048-761-3551 FAX：048-752-8244	http://kasukabehojinkai.jp/ 法人会ホームページでは様々な活動を写真でご紹介しています

経営者のリスク管理

事業承継リスクへの対応

事業承継はある意味発展のチャンスであり、失敗すると企業としての存続の危機に関わる大変重要な問題です。抱える課題の大小に関わらず、対策はできるだけ早く着手すべきでしょう。

最近事業承継に対する相談が多くなっています。中でも気になるのが、創業社長がバトンタッチをしていくときに、後継者と一緒になって悩んでくれる人、考えてくれる人が欲しいという要望です。何故そうなのかというと、相談できる人は意外と少ないと言うのです、会社の中にも親族の中にも。「経営の問題」とか「リスクの問題」とか「会社の組織」をどうしていったらいいかなど、後継者の悩みを一緒になって考えてくれる人は意外と少ないと言うのです。事業承継が進まない原因の一端がこの辺に潜んでいるのかも知れません。

事業承継には大なり小なり必ずリスクが発生しますが、それには「資金的リスク」「法的リスク」「経営的リスク」などがあります。

「資金的リスク」とは、相続税の納税、退職金の支払い、相続後の経営資金問題、資産の減少など事業承継時には必ず発生します。

「法的リスク」とは、遺産分割と事業承継をめぐる親族間の争いで、多くの揉め事はここで発生しているといっているでしょう。この対策もしておかないと事業承継時に大きなリスクになります。

「経営的リスク」とは、事業承継時に信用不安の

ために取引先が離れてしまうとか、今までは経営者の信用で資金調達できていたものができなくなってしまうとか、後継者のもとに機能する組織ができていないとか、経営本来の複雑な要因が絡むリスクのことです。

例えば、経営者そのものが組織みたいな企業、いわゆる創業者がカリスマ的経営の場合、後継者のもとに組織ができていないために、従業員は先代経営者についてきたけど亡くなると吸引力もなくなって、下手をすると得意先を持って独立したりするような経営の本来的問題に対するリスクがあげられます。

これらのリスクは、一辺に解決できるのが望ましいのですが、一辺に解決は難しいです、時間がかかります。企業によって事業承継リスクに対して、どの部分が強みか、弱みかで対策が変わってきますので、その確認に時間がかかるからです。むろん確認には税理士先生等専門家がが必要です。ですから事業承継対策は、早めに着手することが大切なのです。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。

法人会

は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG 損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電 話 048-734-3371
AIG 損害保険株式会社 埼玉支店……………電 話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電 話 048-645-0861

22 法人 春日部 令和4年11月号

法人 春日部 令和4年11月号 23

実務セミナー

「消費税のインボイス制度」研修会

令和5年1月26日(木) 14:00～16:00

於 春日部市民文化会館 大会議室

講師：関東信越税理士会春日部支部 成田志織税理士

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができますが、その登録申請書の受付が令和3年10月から始まっています。

そこで、インボイス制度の仕組みなどを理解していただくことを目的に、研修会を開催いたします。ぜひご参加ください。(この研修会は9月7日に実施したものと同一内容になります。)



「決算期別説明会」～会社の決算・申告の実務～



令和5年1月24日(火) 14:00～16:00

於 春日部市民文化会館 大会議室

講師：春日部税務署職員

関東信越税理士会春日部支部 清水洋介税理士

会社の決算・申告の実務のテキストを使用し、決算と申告に関する基本的に重要な事項や決算における注意点を説明します。法人会の自主点検チェックシートの活用の方法などにも触れていただきます。

- 決算や申告にあたっての留意事項
- 法人税等関係法令などの改正事項
- 源泉所得税の留意事項
- 消費税の確定申告にあたっての留意事項

残席わずか

公益社団法人春日部法人会青年部会公開講演会

アフターコロナをビジネスチャンスに！

～これから始める企業戦略～

令和4年11月26日(土) 15:00受付 15:30開演

於 春日部市民文化会館 小ホール

講師：伊藤聡子氏

(フリーキャスター、コメンテーター、事業創造大学院大学客員教授)

「ひるおび!」や「ミヤネ屋」でもおなじみの伊藤聡子氏から、アフターコロナを見据えたビジネスに役立つヒントなどをさまざまご教示いただけるかも知れません。

お席に若干の余裕がありますので、是非ご参加ください。

【申込み】
下記QRコードまたは
春日部法人会HP
kasukabehojinkai.jp



公益社団法人 春日部法人会青年部 公開講演会

アフターコロナを
ビジネス
チャンスに！

～これから始める企業戦略～

貴方の企業が変わる日
2022年11月26日(土)

受付 / 15:00 開会 / 15:30 閉会 / 17:20
春日部市民文化会館 小ホール
定員：先着200名 参加費無料！

伊藤 聡子氏

お申込みはこちら

コロナをきっかけに進んだテレワーク、密心から
地方へ企業や人が動き始めている中で地域がこれら企業
の進出をいかに活かす、新たな価値を創っていくかをアフターコロナ
と題して、地域活性化・地域再生に關して各地方で多くの講演実績や地域企業
を取材した経験に基づきさまざまな事例を交えて講演していただきます。

伊藤 聡子氏 プロフィール
東京女子大学文学部英文学専攻、報道・情報番組でキャスターを務めたため、NTV「アサヒ芸能」
「お笑いマンガ道場」MC、NHK「ひるおび!」「TBS「ミヤネ屋」(読者代表)」などの情報番組
にコメンテーターとして出演している。地域に根ざった宝を見つけていくことがライフワークで多くの企業を取材し
続けており、地方自治体や企業関係者をテーマに幅広く活動メディアや講演会で発信しているなど、経営者
から地域活性化等講演を各地で行っている。